

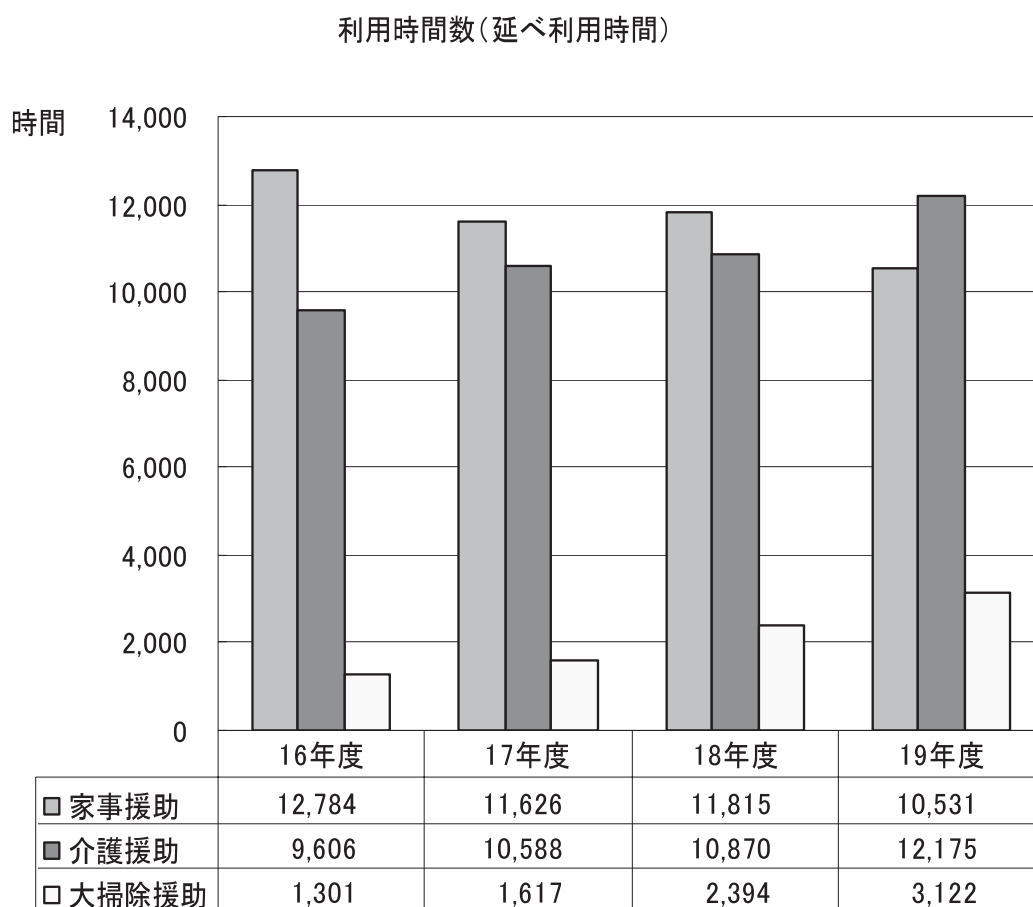
第8章 地域福祉の推進計画

1 地域福祉の推進の現状

- (社福)文京区社会福祉協議会は、会員の理解と協力を得ながら、区民の自主的な参加による福祉活動の推進と、区民及び各団体との連携、協働による地域福祉の推進を図ることを目的として活動しています。

文京区社会福祉協議会では、福祉の地域づくりのために、ボランティア・市民活動センターの運営やNPO活動への支援を行うとともに、地域の協力会員によるホームヘルプサービスや、ふれあいいいききサロン（小地域グループ活動）事業など様々な活動を実施しています。

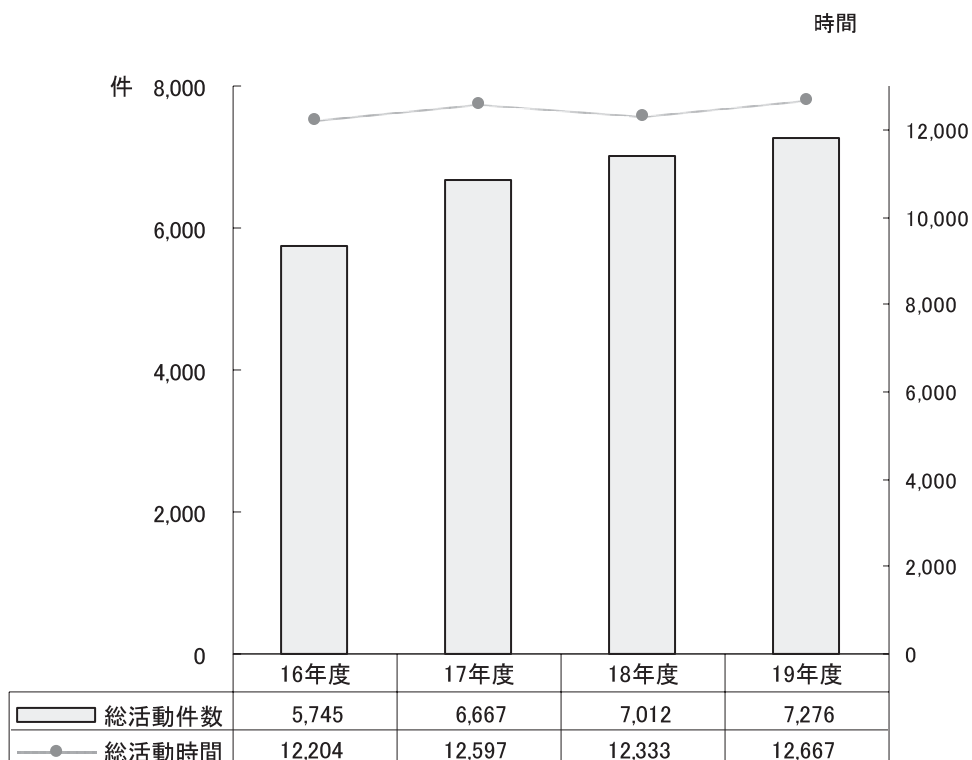
【図表】8-1 ホームヘルプサービスの利用状況



資料: ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成20年版)

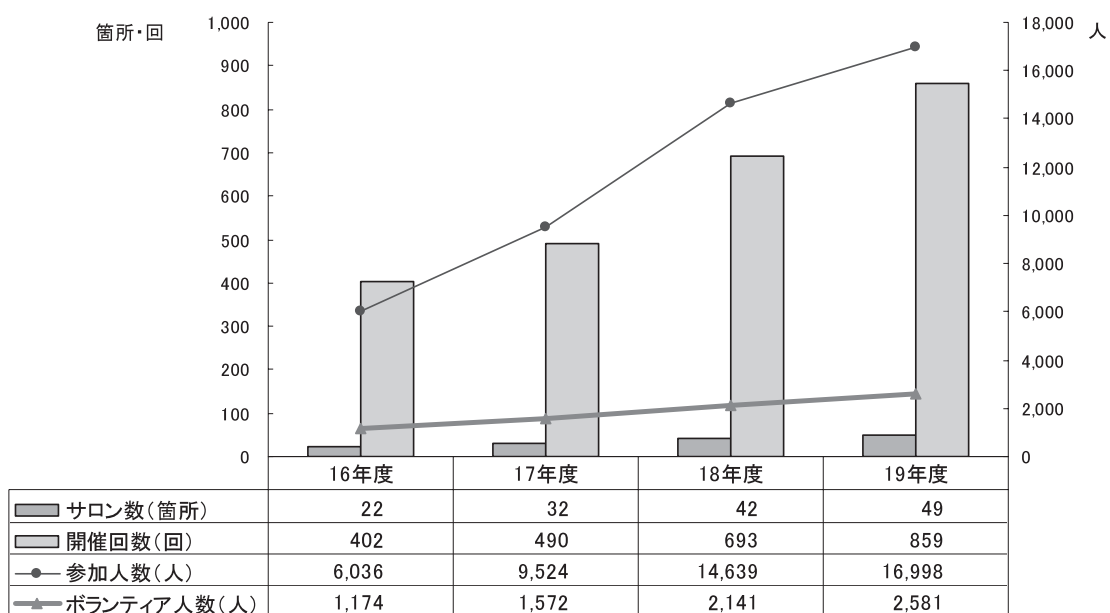
【図表】 8—2 ファミリー・サポート・センターの利用状況

総活動件数と総活動時間数



資料: ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成20年版)

【図表】 8—3 ふれあいいいききサロンの設置状況



- 民生委員は、常に住民の立場に立って地域生活の中で、生活上の様々な問題を抱えている人々の最も身近な地域の相談支援者として、幅広く相談助言や援助活動等を行っており、児童委員も兼ねています。

福祉関係の行政等の機関と協働し、問題がある時は速やかに連絡を取り合う等の調整役としても活動しています。

また民生委員の活動を支援していくために、平成 19 年度から民生委員・児童委員協力員が新たに設置されました。

民生委員・児童委員は文京区に 146 人、民生委員・児童委員協力員は 12 人います。

【図表】 8—4 民生委員・児童委員の活動状況

	活動内容	17 年度	18 年度	19 年度
分野別 相談指導 件数	高齢者に関する	2,565	2,702	2,520
	障害者に関する	297	242	190
	子どもに関する	546	404	394
	その他	649	578	523
	計	4,057	3,926	3,627
その他 活動	調査・実態把握	1,997	1,552	14,284
	行事への参加	4,916	5,525	6,204
	地域福祉・自主活動	2,276	2,647	2,665
	民児協運営研修	6,574	6,040	6,243
	証明事務	150	123	80
	要保護児童発見	62	27	26
訪問 連絡	訪問連絡活動	4,862	5,356	7,683
	その他	13,923	13,873	26,460
	委員相互	15,675	15,694	15,724
	その他	8,750	8,730	8,458
活動日数		20,214	20,782	20,554

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成 20 年版）

- 話し合い員は、孤立しがちなひとり暮らしの高齢者や身体障害者の家庭に定期的に訪問し、生活や身の上の問題の相談相手になっています。
話し合い員は、文京区に 44 人います。

- 身体障害者相談員は、身体障害者の地域活動の推進、更生援護の相談や指導等を行っています。知的障害者相談員は、知的障害者の家庭での療育や生活等に関する相談・指導・助言等を行っています。
身体障害者相談員は、文京区に 6 人、知的障害者相談員は、文京区に 4 人います。

- 青少年対策地区委員会は、青少年の健全育成を図り、様々な青少年問題の解決に向けて活動する自主的な団体で、町会、PTA、保護司会、青少年委員会、民生委員・児童委員協議会、体育指導委員会等多くの団体からの参加によって構成されています。
青少年対策地区委員会は、地域活動センターの管轄区域を単位として 9 地区に分かれ、それぞれ地域の特徴ある事業を行うとともに、9 地区合同行事等も実施しています。

- 震災時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者等を地域で支援するため、平成 20 年度に災害時要援護者名簿及び災害時要援護者支援マニュアルを作成しました。
区では、警察署、消防署、町会、自治会及び民生・児童委員などの関係機関と協力し災害時における要援護者の安否確認、避難誘導等の支援を行います。

- 高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、民生委員・児童委員、町会、話し合い員、高齢者クラブ、介護相談協力薬局・薬店、警察署、消防署など様々な協力機関がネットワークをつくり、声かけ・見守り等を行い、緊急対応も含め高齢者の生活を支援しています。このネットワークを、「文京区ハートフルネットワーク」といいます。各団体の代表による「安心ネットワーク連絡会」を開催し、連携を深めています。民間協力機関も新聞販売店、牛乳販売店など参加団体も着実に増えています。また、シンボルマークを公募し、活動の周知等に活用しています。



○ 児童虐待防止ネットワークの充実

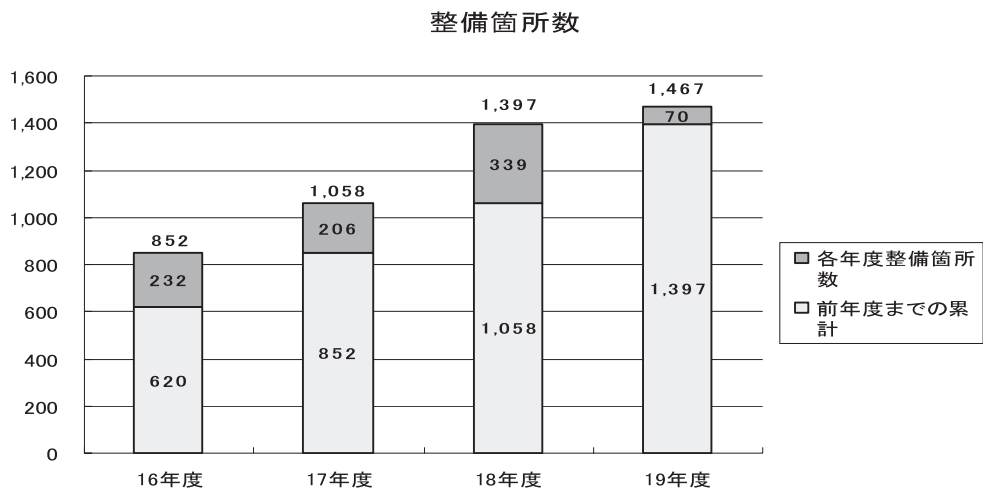
児童虐待の未然防止、早期発見、迅速・的確な対応を行うため、学校や幼稚園、保育園、保健サービスセンター、民生委員・児童委員、医師会、歯科医師会、警察、子ども家庭支援センターなど、子どもにかかわる関係機関によるネットワーク組織として、文京区要保護児童対策地域協議会（平成 19 年 12 月文京区児童虐待防止ネットワーク連絡会から改組）を設置しています。また、「児童虐待防止対応マニュアル」を作成し関係機関に配布、周知しています。

○ 区では、だれもが地域で安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた文京区福祉環境整備要綱を制定し、福祉のまちづくりを総合的に進めています。

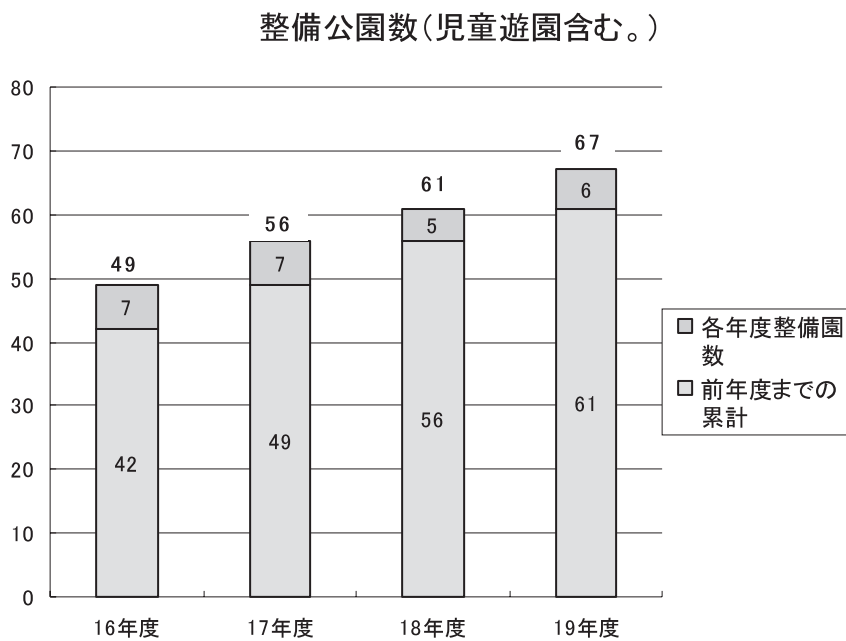
区道については、1,467 か所を、公園については 67 か所をバリアフリー化しています（平成 19 年度末現在）。

また、公共的な建築物等の新築や改築の際には、建築主等は構造や設備等への配慮を加えた上で、区と協議することとしています。

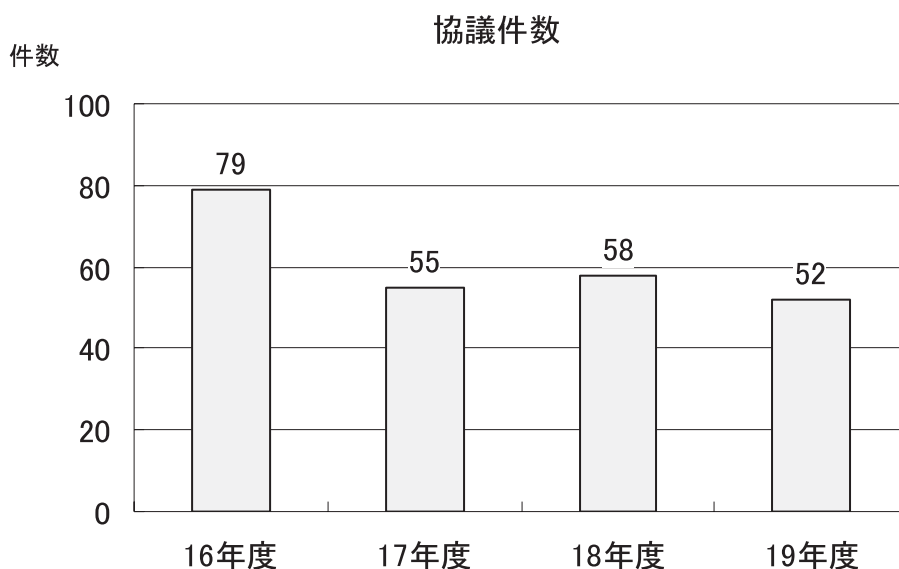
【図表】 8—5 バリアフリーの道づくりの整備状況



【図表】 8—6 バリアフリーの公園づくりの整備状況



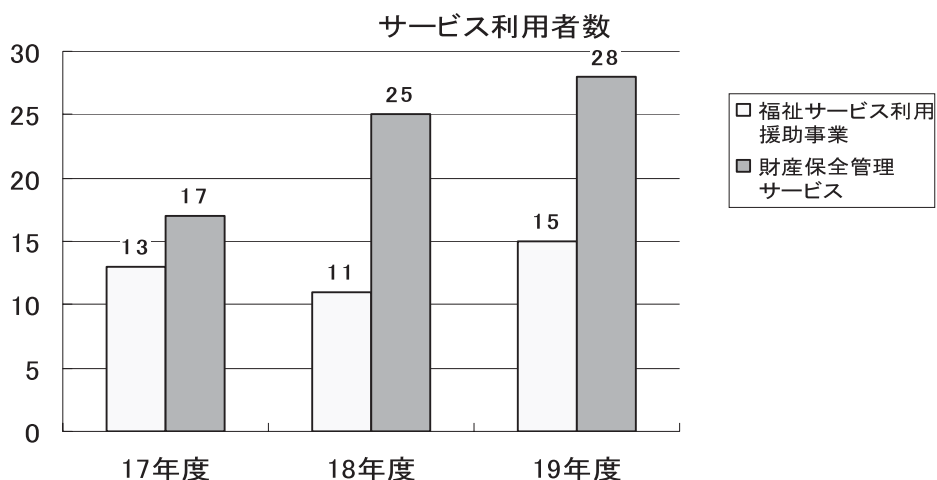
【図表】 8—7 福祉環境整備要綱に基づく協議件数



資料：ふんきょう（文の京）の社会福祉（平成 20 年版）

- 福祉サービス等の利用に際して、可能な限り利用者本人の判断能力を生かし、自己決定権を尊重するために、あんしんサポート事業や成年後見制度についての相談や啓発事業等を社会福祉協議会とともに実施し、制度に対する理解と利用の支援をしています。

【図表】 8—8 あんしんサポート文京の利用件数

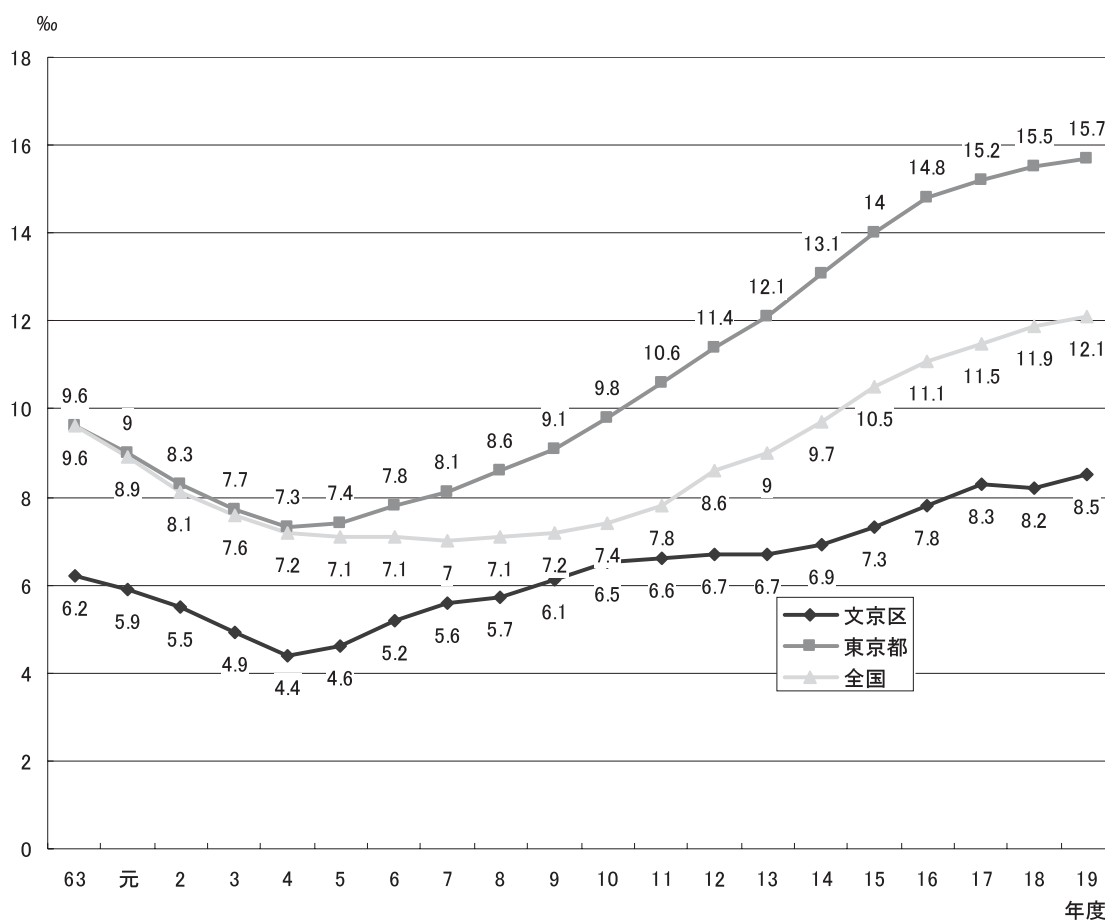


資料：ふんきょう（文の京）の社会福祉（平成 20 年版）

○ 生活上の困難を抱え、支援を必要とする人に対して、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために生活保護を実施しています。

長く続く厳しい雇用・所得環境や高齢化の進行等のため、文京区の保護率の推移をみると、平成7年度の5.6%から平成19年度の8.5%へと増加しています。保護の開始及び廃止の世帯数は、平成19年度では開始378世帯、廃止322世帯でした。

【図表】8—9 被保護者の動向



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成20年版）

2 地域福祉の推進に関する重点課題

○ 地域福祉の活動団体や地域住民との連携

地域福祉の推進に当たっては、行政と福祉関係事業者、福祉サービス利用者、地域住民などがそれぞれの責務を踏まえ、地域で支え合い、協働していくことが必要です。

地域で福祉活動を行っている社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年対策地区委員会などの団体や話し合い員、ボランティア、住民などと連携し、地域福祉向上に努めるとともに、地域住民と地域の福祉関係機関を含めた福祉のネットワークの充実を図り、高齢者、児童、災害時要援護者等への見守り・支援を進めます。

○ バリアフリーのまちづくりの推進

高齢者、障害者や子育て中の方などが、自立し安心して地域で生活することができるよう、道路、公園、建物、駅などの社会基盤のバリアフリーを進めます。また、こころのバリアフリーや地域の生活情報・行政情報などバリアフリーについても取り組み、地域の身近な生活空間のバリアフリーを推進します。

○ 福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度の普及

高齢者、障害者などが、安心して福祉サービスを利用し、自らの意思に基づいて自立した生活ができるよう、文京区社会福祉協議会などと連携し、福祉サービス利用援助事業の普及を図り、成年後見や福祉サービスの苦情申立てなどについての相談・支援体制の充実を進めます。

○ 要援護者への支援

路上生活者が自立し社会復帰するために、自立支援センターなどの施設を東京都や他の特別区と共同して設置し、一時的な宿泊援護、生活や就労の相談・指導を行います。

また、DV*被害者や被虐待児童などに必要な相談と援助を行い、これら要援護者の安全を確保し安心して生活していくことができるように支援します。

*ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。配偶者や恋人など身近な男性（または女性）からの身体的・性的・精神的暴力

3 計画事業と目標

(1) 計画の目標

地域福祉に関する施策を総合的・効果的に推進していくために、社会福祉協議会をはじめ、地域において様々な福祉活動を行っている団体への支援・連携を一層推進するとともに、地域の福祉ネットワークの充実を図ります。

また、高齢者や障害者の方々が地域で安心して自立した生活を営むことができるように、各種福祉サービスの利用援助や権利擁護への取り組み、ボランティアやこれからの福祉を担う人材育成支援、バリアフリーのまちづくりを進めます。

(2) 基本的考え方

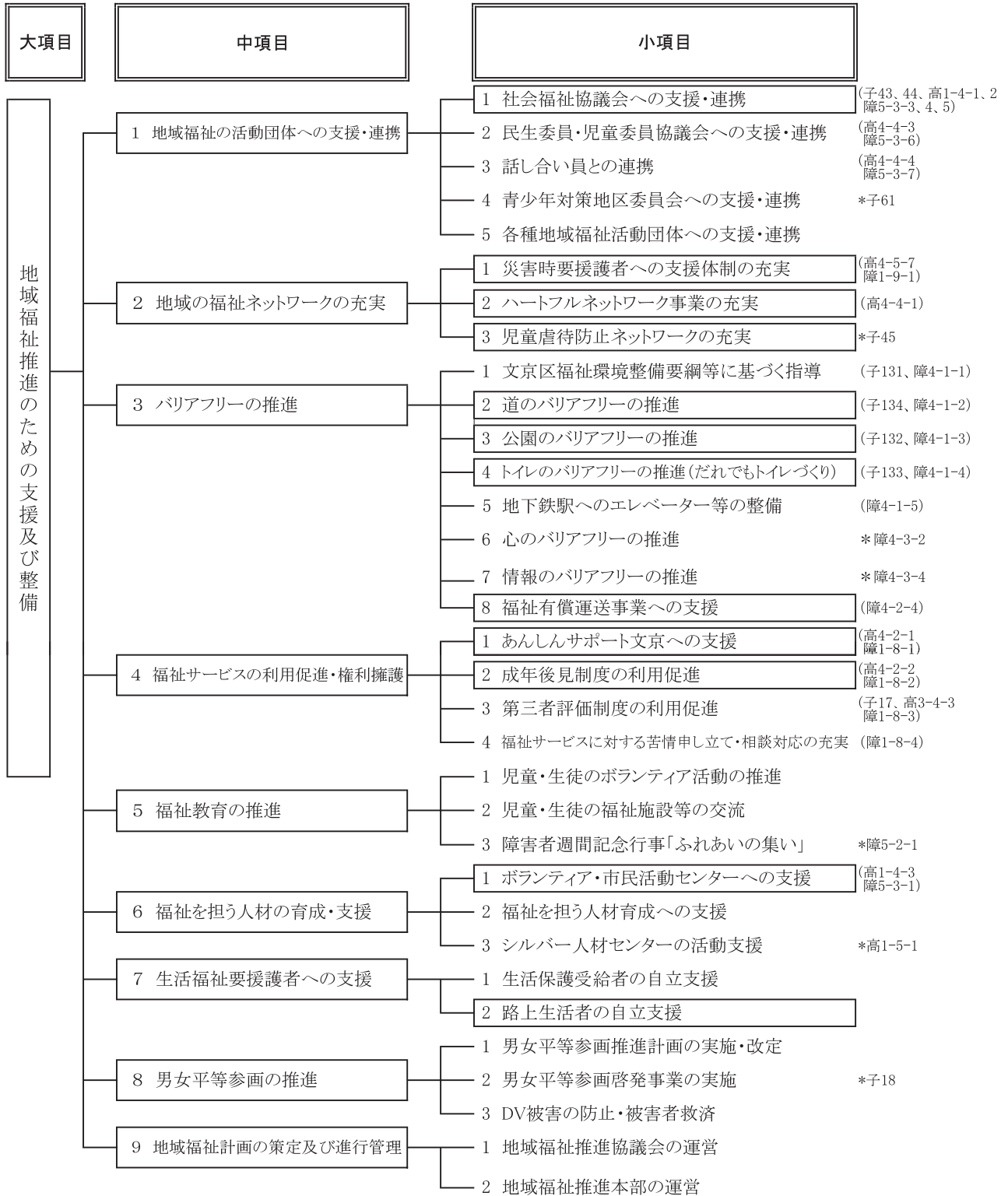
- 地域福祉を推進するには、地域の構成員である住民や福祉関係団体と事業者などが協力・連携し、地域における様々な福祉の課題を解決していくことが重要です。そのために、文京区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、話し合い員及び青少年対策地区委員会等の地域における福祉活動団体等との支援・連携を推進します。
- 地域で支援を必要とする方々が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域全体の見守りが重要です。ひとり暮らしの高齢者や災害時要援護者、児童等を地域住民や様々な団体、関係機関と区が連携して見守っていく地域の福祉ネットワークの充実を図ります。
- 高齢者、障害者や子育て中の方々などが安心して生活し、積極的に社会参加ができるように道路、公園、公衆便所等の社会基盤のバリアフリー化を進めます。また、人々の心のバリアフリーや地域の身近な生活環境のバリアフリーを推進します。
- 高齢者や障害者が自らの意思に基づいて福祉サービスを選択し、適切に利用できるよう、社会福祉協議会と連携して相談機能の充実を図り、福祉サービスの利用促進や成年後見制度への理解を広め、制度利用の支援を推進します。
- 地域福祉を推進するため、専門知識・資格を有し職業として福祉業務

に従事する方を育成・支援することにとどまることなく、ボランティアなど、広く地域福祉に携わる方の育成・支援が必要です。そのため、社会福祉協議会や様々な福祉関係団体と連携・協働し、福祉を担う人材の育成・支援を推進します。

- 病気やけがなどのほか、様々な事情で生活に困窮している方々に対し、必要な保護を行い、就労支援や生活援助などを通じて地域の中で自立した生活が営めるよう支援します。

生活に困窮し公園や道路で生活している路上生活者に対しては、自立に向けて、東京都や他の特別区と協力して取り組みます。

(3) 計画の体系



【凡例 各分野別計画に共通】

- ・小項目の枠囲み表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする予定の事業です。
- ・他の分野との重複掲載事業については、小項目の末尾に（ ）または*がついています。（ ）…本計画（地域福祉の推進計画）で取り上げています。
- *…他の分野別計画で取り上げています。
- 重複掲載事業の表記は、分野別計画の頭文字＋事業ごとの連番または大中小項目の枝番で表記しています。
- 子…子育て支援計画、高…高齢者・介護保険事業計画、障…障害者計画

(4) 計画事業

地域福祉を推進するためには、地域福祉計画の各分野別計画である子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）、高齢者・介護保険事業計画、障害者計画及び保健医療計画において、これらに関する諸施策を横断的に推進していくことが重要です。

そのために、社会福祉協議会が実施しているいきいきサービス等の事業に対する支援を充実させるとともに、ハートフルネットワーク事業等、地域の福祉ネットワークを充実させていきます。また、誰もが安心して生活を営むことができるように、成年後見制度の利用促進を図るとともに、高齢者や障害者の方々の権利擁護を推進するため、あんしんサポート文京への支援を充実させます。さらに生活福祉要援護者に対する自立支援を充実させます。

1-1 地域福祉の活動団体等への支援・連携

地域福祉を推進する上で中心的な役割を担っている文京区社会福祉協議会、地域において区民の立場になって相談・見守りを行っている民生委員・児童委員、ひとり暮らしの高齢者を訪問し話し相手となり安否確認を行っている話し合い員、青少年の健全育成を図っている青少年対策地区委員会等、地域で福祉活動を行っている団体などに対し支援と連携を深めることにより、福祉の地域づくりを推進します。

1-1-1 社会福祉協議会への支援・連携

現況（平成19年度末）	目標（本計画期間内）
[いきいきサービス事業] （登録会員） 利用会員 419人 協力会員 127人 [利用時間] 25,828時間 （家事・介護援助、大掃除等）	いきいきサービス事業（住民参加型在宅福祉サービス）を推進していくためには、サービス提供者である協力会員の確保が不可欠であることから、様々なメディアを活用すること等により、団塊の世代を中心に協力会員の増加を図る。 ・利用会員 750人 ・協力会員 350人
[ファミリー・サポート・センター事業] 提供会員 180人 依頼会員 1,586人	子どもへの急な対応や手不足を補うための短期的・補助的な援助を求める需要は多様化・増加傾向にあり、このような傾向に対応していくため、様々なメディアを活用すること等により、男性提供会員の増加も図っていく。
[ふれあいいきいきサロン事業] ・高齢者サロン 32か所 ・子育てサロン 8か所 ・障害者・児サロン 5か所 ・混合型サロン 4か所	地域住民同士による新たなコミュニティを形成し、地域においてだれもが安心して暮らしていけるように、住民主体のサロンの支援を図る。 ・高齢者サロン 40か所 ・子育てサロン 8か所 ・障害者・児サロン 9か所 ・混合型サロン 17か所

（実施：社会福祉協議会）

1-2 地域の福祉ネットワークの充実

地域で支援を必要とする様々な方に対して、地域の住民や様々な団体と区や関係機関が連携・協働して支援し、福祉の地域づくりを進めます。

高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう声かけ・見守り等を行い緊急対応も含め支援するハートフルネットワークを一層充実します。

災害時に適切な防災行動をとることが困難な寝たきり等の高齢者や障害者等の要援護者に対する支援体制を関係機関と連携し、充実します。

1-2-1 災害時要援護者への支援体制の充実

現況（平成19年度末）	目標（本計画期間内）
登録者数（平成20年3月末） 3,622人	<p>災害発生時に支援を必要とする高齢者や障害者の方々の「災害時要援護者名簿」と「災害時要援護者支援マニュアル」を平成20年度に作成し、警察、消防、町会及び民生・児童委員の関係機関で共有している。</p> <p>今後、防災用品配布や火災報知機設置など災害時要援護者世帯への支援の充実に努めると共に、「災害時要援護者支援マニュアル」を活用した要援護者の安否確認、避難誘導等の普及啓発を推進する。</p>

1-2-2 ハートフルネットワーク事業の充実

現況（平成19年度末）	目標（本計画期間内）
参加団体数・参加人数 528団体・人	<p>高齢者が住み慣れた地域で、安心して、いきいきとした生活を続けられるよう、緊急事態や虐待・徘徊などの介護問題にいち早く気付くため、地域包括支援センターを中心として関係機関が連携し、地域で高齢者を支え合うネットワークの充実を図る。</p> <p>参加団体数・参加人数 570団体・人</p>

1-2-3 児童虐待防止ネットワークの充実（子育て支援計画45重複記載）

現況（平成19年度末）	目標（本計画期間内）
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止ネットワーク連絡会議 8回 ・児童相談センターとの連絡会 11回 ・主任児童委員との連絡会 10回 ・関係機関等連絡会（個別ケース） 8回 ・関係機関等マニュアル作成 2,500部 	<p>児童虐待防止ネットワークの安定的な構築を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、迅速・的確な対応を行う。</p> <p>子ども家庭支援センターについては、先駆型への移行を図り、見守りサポート等虐待防止機能をさらに強化する。</p>

1-3 バリアフリーの推進

だれもが地域で安全に安心して生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、文京区福祉環境整備要綱等に基づき、人に優しいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた福祉のまちづくりを進めます。また、施設や設備面のバリアだけではなく、安心して社会参加ができるよう様々な情報や人々の心のバリアを除いていくため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

1-3-2 道のバリアフリーの推進

現況（平成19年度末）	目標（本計画期間内）
平成19年度整備件数 70件 （平成19年度末累計 1,467件）	高齢者や障害者など誰もが積極的に社会参加できるように、歩道の拡幅や段差解消及び視覚障害者誘導用ブロックの設置などの道路整備を行い「すべての人にやさしい道路」の実現を図る。
平成20年度整備件数 170件（予定）	平成21年度整備件数 200件 " 22 " " 200件 " 23 " " 200件 累 計 600件

1-3-3 公園のバリアフリーの推進

現況（平成19年度末）	目標（本計画期間内）
平成19年度整備件数 入口改修等 6件 （平成19年度末累計67件）	既設の公園、児童遊園、遊び場をバリアフリー化し、高齢者や身体障害者などだれもが憩える公園としていくために、公園内の水飲み場の改修・公園内の段差の改修等を行う。
平成20年度整備件数 水飲み場改修 17件 （予定）	・平成21年度水飲み場改修を予定 10件 ・平成22年度水飲み場改修を予定 7件 ・平成23年度大規模改修による整備 1件

1-3-4 トイレのバリアフリーの推進（だれでもトイレづくり）

現況（平成19年度末）	目標（本計画期間内）
平成19年度整備件数 1件 （平成19年度末累計 4件） 平成20年度整備件数 1件（予定）	高齢者、身体障害者及び子ども連れの方を含む全ての方が利用可能な「だれでもトイレ」を設置するとともに、既設トイレの機器類の更新及び内外装を改修する。 ・設置及び改修予定 3カ所

1-3-8 福祉有償運送事業への支援

現況（平成19年度末）	目標（本計画期間内）
・助成 0件	移動困難な方への外出支援を促進するため、特定非営利活動法人等が道路運送法に基づき実施する福祉有償運送事業の運営費の一部を助成していく。

1-4 福祉サービスの利用促進・権利擁護

福祉サービスを必要とする方が、安心して適切なサービスを利用し地域で住み続けることができるよう、福祉サービス利用援助事業や第三者評価制度の利用促進を図ります。また、社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」との連携を強化するとともに、地域包括支援センターの機能充実を図り権利擁護を推進します。

1-4-1 あんしんサポート文京への支援

現況（平成19年度末）	目標（本計画期間内）
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業 15件 ・財産保全管理サービス 28件 ・法律相談 22件 	<p>区民の福祉サービスに関する苦情解決と福祉サービスの利用支援を一体的に実施することにより、利用者の権利保護を図るとともに、広報紙・ホームページや学習会、出前講座等の様々な手段により事業の周知を図っていく。</p> <p>また、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談業務と連携を図れるよう、関係機関連絡会を設置し地域ネットワークを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業 37件 ・財産保全管理サービス 43件 ・法律相談 50件

（実施：社会福祉協議会）

1-4-2 成年後見制度の利用促進

現況（平成19年度末）	目標（本計画期間内）
<ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 496件 内 区 89件 社会福祉協議会 138件 地域包括支援センター 269件 ・専門相談 20件 ・後見人学習会、講演会の開催 区 2回 社会福祉協議会 3回 ・区長申立て 1件 	<p>成年後見制度に関する講演会、研修会等を区民や関係職員等を対象に実施し、制度への理解と普及を図りさらなる活用につなげていく。</p> <p>また、成年後見制度の利用相談については、区、社会福祉協議会及び地域包括支援センターによる一般相談、社会福祉協議会による専門相談を引き続き実施し対応する。</p> <p>制度利用が必要にもかかわらず、申し立てを行う親族がいない等の場合には、区長が代わって後見などの審判の申し立てを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習会、講演会の開催 区 2回 社会福祉協議会 3回

1-5 福祉教育の推進

世代を超えて支え合い助け合う地域社会をつくるため、児童・生徒の福祉施設等でのボランティア体験学習、高齢者とのふれあい等世代間の交流、社会福祉協議会から学校へのボランティア講師派遣など、様々な

機会を通じた福祉教育を推進します。

また、障害者週間記念行事や施設祭りなどの様々な機会を通じて、地域の住民に対する福祉への理解を深める取り組みを実施します。

1-6 福祉を担う人材の育成・支援

地域福祉を推進するため、ボランティアなど、広く地域福祉に携わる人材が不可欠です。そのため、社会福祉協議会や様々な福祉関係団体と連携・協働し、文京区地域公益活動情報サイト等も活用しながら、福祉を担う人材の育成・支援に取り組みます。

1-6-1 ボランティア・市民活動センターへの支援

現況（平成19年度末）	目標（本計画期間内）
<ul style="list-style-type: none"> ・夏のボランティア体験教室参加者 66名 ・シニア向けボランティアスクールの実施 修了者 10名 ・ボランティア・市民活動まつり 参加団体 73団体 ボランティア 138人 来場者 1,600人 	<p>NPO団体、学校・企業・個人ボランティアとの連携を促進するために、「ボランティア・市民活動まつり」の企画運営を実行委員会方式で実施するほか、交流会等を開催することによりネットワークづくりを強化していく。</p> <p>また、災害ボランティアセンターを構築するうえで重要となる、災害時支援ボランティアを活用するためのコーディネートマニュアルを作成する。</p>

（実施：社会福祉協議会）

1-7 生活福祉要援護者への支援

生活上の困難を抱え、支援を必要とする人に対して、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための支援を実施します。生活保護受給者の自立に向けた取り組みや、食事確保の困難や健康状態の悪化等の問題を抱え厳しい生活環境におかれている路上生活者に対する自立に向けた取り組みを実施します。

1-7-2 路上生活者の自立支援

現況（平成19年度末）	目標（本計画期間内）
[文京区実績] ・緊急一時保護センター（荒川寮） 入所実績 161人 ・自立支援センター（北寮） 入所実績 38人 ・就労自立率 50%	路上生活者の自立を支援するために、巡回相談事業、緊急一時保護事業、自立支援事業及び地域生活継続支援事業を文京区を含む特別区と東京都が協力して実施する。 平成22年1月には文京区内に緊急一時保護センターと自立支援センターの双方の機能を有する文京寮（仮称）を開設する。 就労自立率：55%

1-8 男女平等参画の推進

地域福祉を推進する様々な活動は、男女平等参画の視点に立脚して展開される必要があります。男女が互いに人権を尊重しつつ、様々な場面で、性別にかかわらず、喜びと責任を分かちあい、個性と能力を十分に生かすことができる男女平等参画社会の実現を目指して、男女平等参画推進計画を実施し改定するとともに、DV防止・被害者救済等に取り組みます。

1-9 地域福祉計画の策定及び進行管理

地域福祉に関する諸課題について広い視点から検討を行うため、学識経験者、関係団体の代表者及び地域福祉に関心のある区民で構成する地域福祉推進協議会及び庁内に設置している地域福祉推進本部を引き続き運営し、地域福祉計画の策定及び地域福祉計画における各施策の進行管理について取り組みます。